

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第6号 多度津町敬老祝金に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長 山下君。

福祉保健課長（山下 俊和）

おはようございます。

議案第6号 多度津町敬老祝金に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、毎年9月に支給をいたしております敬老祝金について、近隣市町の支給状況を参考に見直しを行い、本条例を改めようとするものです。なお、見直しにより生じた財源を平成26年度より実施しようとする高齢者福祉タクシーの財源の一部にあてようと考えております。

改正内容につきましては、多度津町敬老祝金に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表によりご説明いたしますので、2ページをご覧ください。受給資格の第2条において、満90歳及び（以下「到達者」という。）を削り、当該年の9月1日現在生存する高齢者の次に、（以下「到達者」という。）を加えようとするものです。

敬老祝金の額の第3条において、第2号の1万5千円を1万円に改め、第3号を削り、第4号の3万円を2万円に改め、第4号を第3号にしようとするものです。

1ページの下段をご覧ください。

附則として、この条例は平成26年4月1日より、施行しようとするものです。

以上で、議案第6号 多度津町敬老祝金に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。